

J-BAC アルコール検知器技術規格  
(別冊)

規格文書名：JB10001-2017

アルコール検知器協議会  
技術委員会

2019年2月21日

1. 適応	2
2. 用語および定義	2
2.1 アルコール	2
2.2 アルコール検知器	2
2.3 表示単位	2
2.4 インターバル	2
2.5 アルコールシミュレーター	2
3. 申請機器の検定合格（型式認定）要件	2
4. アルコール検知器の技術要件（基本要件）	3
4.1 測定範囲	3
4.2 目量	3
4.3 最大許容誤差（MPE）	3
4.4 定格製品仕様	3
4.5 測定結果の表示	3
4.6 アルコール検知器の技術要件：基本要件と高信頼性要件	3
4.6.1 直線性	4
4.6.2 繰り返し性	4
4.6.3 干渉ガスの影響	4

## 1. 適応

本文書は『JB00001-2017 アルコール検知器検定制度』が規定する技術規格文書である。検定の申請、外部機関による監査等の手続きは本編（JB00001-2017）を参照すること。

## 2. 用語および定義

### 2.1 アルコール

エチルアルコールまたはエタノールを指す。

### 2.2 アルコール検知器

呼気試料を受け入れ、その呼気試料内のアルコール濃度を測定し表示する装置。

### 2.3 表示単位

呼気体積の1リットル当たりのエタノール濃度。(mg/L)

### 2.4 インターバル

測定終了後から次の測定を開始出来るまでの時間。

検知濃度 0.05mg/L 未満の場合は1分以内。

検知濃度 0.05mg/L 以上、0.25mg/L 未満の場合は2分以内。

検知濃度 0.25mg/L 以上の場合は3分以内。

### 2.5 アルコールシミュレーター

34℃において任意に調整されたアルコール濃度溶液を定量的に供給する機器。

## 3. 申請機器の検定合格（型式認定）要件

検定を申請した機器のうち、以下の要件を満たしたものを、検定合格（認定）とする。

- 1) 関係法令の確認に関する規定を満たしていること。
- 2) 本編 2.2 に記載された「アルコール検知器検定 販売ガイドライン」の基準を満たしていること。
- 3) 品質保証体制に関する要件を満たしていること。
- 4) 流通への説明責任を果たしていること。

- 5) 外部機関による工場監査において問題がないこと。
- 6) 技術規格文書の確認試験において問題がないこと。
- 7) JB マークの使用ルールに関して、検定申請書を提出していること。

※ 1)～4)については様式2にて協議会が確認、5)～6)については監査外部機関が確認、7)は様式1にて協議会が確認を行う。

※その他、申請に関する詳細事項については、本編 JB-00001-2017「アルコール検知器検定制度」を参照すること。

#### 4. アルコール検知器の技術要件（基本要件）

##### 4.1 測定範囲

0.00mg/L から少なくとも 0.25mg/L までのものとする。ただし、測定範囲の上限値は、製造事業者が決定してもよい。製造事業者は、もし下限値をマスキングしている場合、マスキングしている範囲を取扱説明書で説明しなければならない。

##### 4.2 目量

結果の表示に関して、目量は測定モードにおいて 0.05mg/L 以下でなければならない。ただし、0.05mg/L 単位の場合は、検査時において 0.01mg/L 単位でも測定出来ることが必要である。

##### 4.3 最大許容誤差（MPE）

最大許容誤差は、測定濃度に対し $\pm 0.03\text{mg/L}$ とする。

##### 4.4 定格製品仕様

保管温湿度範囲、使用温湿度範囲については取扱説明書に明記すること。

##### 4.5 測定結果の表示

結果の表示は通常の使用条件下で、信頼性があり、簡易であり、見えやすくなければならない。

##### 4.6 アルコール検知器の技術要件：基本要件と高信頼性要件

区分	項目名	性能の意義付け	文書カテゴリ	改版年度
4.6.1	直線性	精度 (Accuracy)	JB10001 規格準拠	2017
4.6.2	繰り返し性	精度 (Accuracy)		
4.6.3	干渉ガスの影響	精度 (Accuracy)		

#### 4.6.1 直線性

0.00mg/L 及び 0.10mg/L、0.15mg/L、0.20mg/L の 3 点のうち任意の 2 点(計 3 点)を測定濃度とし、その 3 点の低濃度側から順に 4 台の検知器を用いて各 1 回測定を行い、4.3 を満足しなければならない。ただし、0.00mg/L は 0.00mg/L を表示すること。

なお、インターバルおよび検査濃度については、申請事業者の指示に従うこと。(申請書に記載)

#### 4.6.2 繰り返し性

0.00mg/L 及び 0.10mg/L、0.15mg/L、0.20mg/L の 3 点のうち任意の 2 点(計 3 点)を測定濃度とし、その 3 点の濃度に対し 1 台の検知器を用いて各 10 回測定を繰り返し、4.3 を満足しなければならない。ただし、0.00mg/L は 0.00mg/L を表示すること。

なお、インターバルおよび検査濃度については、申請事業者の指示に従うこと。(申請書に記載)

#### 4.6.3 干渉ガスの影響

下記の各ガス(指定濃度)に対し、1 台の検知器を用いて各 1 回の測定を行い、表示値が 0.05mg/L 未満を表示すること。

一酸化炭素	:0.057mg/L (50ppm)
アセトン	:0.024mg/L (10ppm)
水素	:0.004mg/L (50ppm)